

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第2部 病院会計制度概論

第8章 損益計算書の様式

8-3 段階別利益表示 (承前)

次に、医業サービス以外の活動であるが経常的かつ循環的な取引である医業外収益・医業外費用を含めた経常利益を計算し、すべての経常的かつ循環的な活動からの運営状況を表示する。さらに、非経常的な項目である臨時収益・臨時費用を加え、税引前当期純利益を計算する。最後に、税金関係を差し引くと、当期のすべての活動を含んだ当期純利益が計算される。段階別利益表示は、本業である医業サービスの提供という活動の運営状況を核として、その利益にすべての計上項目を加味した経常利益、それに臨時項目を加味した税引前当期純利益というように、病院の活動を細分化し、そして広げていく形で利益を段階的に表示する方法である。このような表示をすることで、病院の利害関係者は、果たして病院のどの部分の活動が健全におこなわれ、どの部分が非効率におこなわれているのかを判断することが可能となるのである。

区分表示と利益の段階的表示は、両者ともに損益計算書の有用性を支える重要な特徴である。損益計算書の作成者はもちろんのこと、利用者もこの特徴を把握し、各区分と各段階の利益から病院の経営上の特徴を読み取ることが重要である。

第9章 損益計算書の内容 収益および費用

前章では、損益計算の基本と損益計算書の構造を学んだ。損益計算とは、一定期間の収益と費用を区分表示したうえで段階別利益を計算することで、病院の運営状況を明らかにするものであった。いままで、漠然と収益と費用が発生したら、項目ごとに区分して、利益を計算すると述べてきた。しかし、たとえば年度末に購入した医薬品を翌期に使用した場合には、はたしてその費用はいつ計上すべきなのであろうか。会計では、収益および費用はいくつかの基本原則に従って計上することがもとめられている。本章では、収益および費用の計上に関する諸原則について学習する。

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

勤務医の働き方改革

これまでの我が国の医療は医師の長時間労働により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想されます。こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要です。地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供するタスクシフト/タスクシェアの推進と併せて、医療機関における医師の働き方改革に取り組む必要があります。

「医師の働き方改革の推進に関する検討会」の下部組織である「勤務医に対する情報発信に関する作業部会」が開催され、医療機関の経営管理者や上級医師の意識改革こそ医師の働き方改革に必要なものとされました。

現状
【医師の長時間労働】 病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働
【労務管理が不十分】 36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在
【業務が医師に集中】 患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿
労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する
+
全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする
質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策
長時間労働を生む構造的な問題への取組
医療機関内の医師の働き方改革の推進
地域医療等の確保
時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用(2024.4~)
【法改正で対応】

(出典：「第1回勤務医に対する情報発信に関する作業部会 資料1」(厚生労働省)を一部加工)